

(個別分野)

1 競争政策

1 独占禁止法のエンフォースメント(ルールの実効性を確保するための手段)の見直し・強化

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	刑事告発手続の見直し (公正取引委員会)	公正取引委員会の情報収集活動等に関して、刑事告発を目的とする行政調査手続としての犯則調査手続の導入を検討する。 また、現行法上、検事総長への告発、不起訴の場合の内閣総理大臣への報告など、他法令に例がない厳格な告発手続が規定されているが、その妥当性について、見直しを検討する。	検討	検討	措置	(公正取引委員会) 独占禁止法の措置体系全体の在り方について検討を行うため、平成14年10月から「独占禁止法研究会」を開催。本研究会で刑事告発手続の見直しについても検討を行い、報告書を取りまとめることを予定している。	競争 ア
(2)	課徴金制度の見直し (公正取引委員会)	独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、現行課徴金制度を見直す。具体的には、独占禁止法違反行為を繰り返し行う事業者が跡を絶たないなどカルテル・談合体質が根強く残っている現状、並びに他の主要国における制裁金等の水準やその効果を踏まえ、課徴金制度の制定経緯等も考慮しつつ、現行課徴金制度の性格付けの見直しを含め、十分に抑止力のある効果的な制度を検討する。 なお、こうした制度の見直しに当たっては、適正手続の確保や不服申立ての手段等について、併せて検討を行う。	検討	検討	措置	(公正取引委員会) 独占禁止法の措置体系全体の在り方について検討を行うため、平成14年10月から「独占禁止法研究会」を開催。本研究会で課徴金制度の見直しについても検討を行い、報告書を取りまとめることを予定している。	競争 ア
(3)	課徴金減免プログラムの導入 (公正取引委員会)	課徴金制度の見直しと併せて、摘発率の向上と法執行の効率性を両立させる観点から、自ら独占禁止法違反に関与していることを公正取引委員会に申告し、その後の調査・審査等に全面的に協力した者に対しては、上記課徴金の免除、減免等を行うプログラムの導入を図る。 ただし、導入に当たっては、透明性及び予測可能性を確保する観点から、課徴金減免のための要件とその効果を、告示やガイドラインの形で明確に定めて公表することとするなど、当局が過度の裁量権を有しないような工夫をする。	検討	検討	措置	(公正取引委員会) 独占禁止法の措置体系全体の在り方について検討を行うため、平成14年10月から「独占禁止法研究会」を開催。本研究会で課徴金減免プログラムについても検討を行い、報告書を取りまとめることを予定している。	競争 ア

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(4)	課徴金適用対象の拡大 (公正取引委員会)	独占禁止法違反行為に対する抑止力を一層強化する観点から、課徴金の適用対象について、私的独占等の悪質な独占禁止法違反行為一般までの拡大を図る。	検討	検討	措置	(公正取引委員会) 独占禁止法の措置体系全体の在り方について検討を行うため、平成14年10月から「独占禁止法研究会」を開催。本研究会で課徴金適用対象の拡大についても検討を行い、報告書を取りまとめることを予定している。	競争 ア
(5)	審判制度の見直し (公正取引委員会)	(1)~(4)のようなエンフォースメントの強化を行うに当たって、更なる独立性や適正手続の確保等の観点から、審判制度の在り方を見直すことを検討する。	検討	検討	措置	(公正取引委員会) 独占禁止法の措置体系全体の在り方について検討を行うため、平成14年10月から「独占禁止法研究会」を開催。本研究会で審判制度の見直しについても検討を行い、報告書を取りまとめることを予定している。	競争 ア
(6)	既往の違反行為に対する措置期限についての見直し (公正取引委員会)	現行の排卸措置について、国際カルテル等に対しても十分対応できるよう、措置期限の延長を検討する。また、現行3年とされている課徴金納付命令の措置期限についても、延長を検討する。	検討	検討	措置	(公正取引委員会) 独占禁止法の措置体系全体の在り方について検討を行うため、平成14年10月から「独占禁止法研究会」を開催。本研究会で既往の違反行為に対する措置期限の見直しについても検討を行い、報告書を取りまとめることを予定している。	競争 ア
(7)	独占禁止法における民事責任制度及び差止制度の見直し (公正取引委員会)	独占禁止法の差止請求制度については、制度の実施状況を注視しつつ、事例の蓄積を待って必要性が認められる場合には、私人による差止請求対象行為の範囲の見直し等、民事的救済制度を更に充実した制度とするための検討に着手する。	必要性が認められる場合、検討着手			(公正取引委員会) 民事的救済制度の整備に係る改正は、平成13年4月から施行されたところ、同制度の実施状況を注視している。	競争 ア

2 公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	審査の迅速化のための目標の設定・公表 (公正取引委員会)	企業結合の事案の中には、審査に長い期間を要する事案も多いとの指摘もあることから、公正取引委員会は、国民の期待に沿った標準的な審査期間の目標を設定し、これを公表する。		逐次実施 (12月公表)	逐次実施	(公正取引委員会) 企業結合計画に対する審査期間については、平成14年12月11日公表した「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」において、標準的な期間を明示した。	競争 イ(イ)

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	審査対象の重点化のための明確な基準の策定 (公正取引委員会)	今後の企業結合審査の効率性を高めるため、公正取引委員会は、更に審査の重点化を行うとともに、市場における予見可能性を高める観点から、事案の公表のより一層の充実を図る。また、これらを含む過去の事例の蓄積を踏まえ、現行のガイドラインにおいて重点化に向けた明確な基準の策定・公表について検討する。		逐次実施 (12月公表)	逐次実施	(公正取引委員会) 企業結合計画に関する事前相談については、平成14年12月11日に回答の記述内容及び公表内容を拡充することを公表し、この方針に基づいて逐次公表を行った。	競争イ(イ)
(2)	企業結合案件に関する透明性の向上 (公正取引委員会)	審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったものうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。 公表に当たっては、予見可能性を高める観点から、どのような市場(一定の取引分野)をどのような基準(取引対象商品又は役務、地理的範囲)で画定したのか示すとともに、画定した市場における審査結果の内容、及び判断の根拠となる、市場シェア、順位、当事会社の競争状況(市場における競争者の数・集中度、参入、輸入、閉鎖性・排他性等)等の基準や、各合併等案件の市場の競争状況への影響をどう評価したかなどの判断の理由・基準等を示す。また、当事会社が申し出た問題解消措置を前提として容認された事案については、当該問題解消措置に対してどのような評価を行ったかについても示す。		逐次実施 (12月公表)	逐次実施	(公正取引委員会) 企業結合計画に関する事前相談については、平成14年12月11日に回答の記述内容及び公表内容を拡充することを公表し、この方針に基づいて、各合併等案件の市場の競争状況への影響をどう評価したかなどの判断の理由等を示して、逐次公表を行った。	競争イ(イ)
(2)	事前相談の明確化・透明化 (公正取引委員会)	公正取引委員会は事前相談制度を明確化・透明化することとし、事前相談のうちどのような案件を公表するかの基準を明示するとともに、同委員会が企業に求める提出資料リスト、審査期間等を明示・公表するなど、運用を明確化する。		逐次実施 (12月公表)	逐次実施	(公正取引委員会) 企業結合計画に関する事前相談については、平成14年12月11日に公表した「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」において、公表する案件の基準、企業に求める提出資料、標準的な審査期間等を明示した。	競争イ(イ)

3 専門分野におけるエンフォースメントの強化

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	電気通信事業分野におけるエンフォースメントの強化 (総務省)	電気通信事業分野において、引き続き、市場参加者のより一層の信頼を得るべく、市場環境の変化に即応した競争ルールの見直しを図るとともに、情報収集、監視、紛争処理、制裁措置といったエンフォースメントの強化に一体的な取組を図る。		逐次措置		(総務省) 平成14年8月7日、情報通信審議会から、IP化・ブロードバンド化といったネットワーク構造や市場構造の急激な変化に柔軟に対応するとともに、電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、電気通信事業法の一部の事業区分を廃止する等競争の枠組みについて見直すことを内容とする「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」を得た。 この答申を受けて、電気通信事業法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。	競争 ウ a
(2)	エネルギー分野におけるエンフォースメントの強化 (経済産業省)	電気事業分野及びガス事業分野においては、市場の開放により競争が促進され様々な紛争が生じることが予想されることから、公平性・中立性・透明性が確保された機動的な紛争処理を行う組織を整備するとともに、競争促進ルールのエンフォースメントの強化という観点から市場監視機能の強化を図る。		逐次措置		(経済産業省) 電気事業及びガス事業では、それぞれ総合資源エネルギー調査会の電気事業分科会及び都市熱エネルギー部会において、制度改革の検討を行ってきており、それぞれ2月に報告が取りまとめられた。	競争 ウ b、 I T イ b
(2)	公正取引委員会と各事業所管官庁との連携の推進 (公正取引委員会及び関係府省)	電気通信、エネルギー等の公益事業分野の競争促進の観点からは、公正取引委員会と各事業所管官庁の両者が協働して更なる連携の具体的方策を構築し、これによってエンフォースメントの一層の強化を図る。すなわち、両者のエンフォースメントが重複し、市場に混乱が生じることがないようにするため、それぞれの具体的適用関係を明らかにし、適宜機動的に見直しを図るとともに、必要な場合には相互の連絡や情報提供がより円滑に行えるようにする等、所要の措置を講ずる。		逐次措置		(公正取引委員会、総務省、経済産業省) 公正取引委員会は、電気通信、エネルギー等の公益事業分野において公正かつ自由な競争の促進を図る観点から、平成13年4月にIT・公益事業タスクフォースを設置して、これらの分野における監視を強化し、独占禁止法違反が認められた場合には、厳正に対処している。また、独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点から、必要に応じ、事業所管省庁と共同してガイドラインを策定するとともに、紛争処理事例等を踏まえて機動的に改定を行うなど、事業所管省庁との連携を図っている。例えば、平成14年7月25日には、「適正な電力取引についての指針」の一部改定を経済産業省と共同で行い、同年12月25日には、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の一部改定を総務省と共同で行った。	競争 ウ f

4 企業の経済活動を活性化するためのその他の事項

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	景品表示法の改正 (公正取引委員会)	不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)(昭和37年法律第134号)の表示ルールについて執行力・抑止力の強化を行うほか、特に、裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有さないにもかかわらず商品又はサービスの効果、効能、性質を表示することを有効に規制することができるように、同法の規制対象となる表示類型について見直しを行う。 (第156回国会に係る法案提出)		法案提出	法案成立後、公布	(公正取引委員会) 商品又は役務の内容について実際のものよりも著しく優良であると示す表示につき事業者が合理的な根拠を有さない場合の措置を定める等を内容とする、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案を国会提出。(平成15年2月28日)	競争 工
(3)	下請法の改正等 (公正取引委員会) <流通工の再掲>	a 経済のソフト化・サービス化という環境変化を踏まえ、役務の委託取引についても取引の公正化のための有効な枠組みを確立するため、下請代金支払遅延等防止法(下請法)(昭和31年法律第120号)の対象を一定の役務の委託取引に拡大するとともに、同法の執行体制の整備・拡充について、関係府省の協力体制の整備を含め検討する。 取引の適正化を図るため、コンテンツ制作を含む役務の委託取引に本法の対象を拡大し、新たに法の対象となる取引に対する執行体制の整備・拡充を図る。 (第156回国会に係る法案提出)		法案提出	法案成立後、公布・施行、その他の措置	(公正取引委員会) 経済のサービス化の進展に伴い、サービス分野における下請取引の公正化を図る必要があるため、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)の対象として、物品の製造・修理委託に係る下請取引に加え、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を追加する等を内容とする下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案を国会提出。 (平成15年3月11日)	競争 工 a
(4)	情報開示制度のサービス分野への適用拡大等サービス・フランチャイズに関する環境整備 (経済産業省)	フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等を通じた中小企業及びベンチャー企業の健全な発展を図るため、サービス業等の小売業以外のフランチャイズについても、契約締結時の情報開示等に関する制度の整備について、引き続き、検討するとともに、サービス・フランチャイズ契約全般の在り方について総合的な検討を行い、早期に結論を得る。		実態把握 (11月公表) 制度の在り方については実態把握を踏まえ早期に検討	早期に措置	(経済産業省) 契約締結時の情報開示等に関する制度の整備等、サービス・フランチャイズシステムの健全な発展に向けた具体的な環境整備の在り方について検討を行うため、平成15年2月から有識者等による研究会を開催(今夏を目途に一定の結論をとりまとめる予定)。	競争 工、 流通イ

5 政府調達制度の見直し

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(3)	地域要件の適正化の推進 (総務省、国土交通省)	地方公共団体の長が定める入札参加資格に関する事業所の所在地に係る要件について、官公需における中小企業者の受注機会の確保の在り方についての検討とも併せて、競争性の確保の観点から、過度に競争性を低下させるような運用とならないようにするための具体的な推進方策を検討する。		継続的に検討		-	競争 才、 住宅イ
(5)	入札契約適正化法の遵守徹底 (国土交通省、総務省)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入札契約適正化法(平成12年法律第127号))により公表や通知が義務付けられている事項(指名競争入札基準の公表、談合と疑うに足る事実の公正取引委員会への通知等)について、全ての地方公共団体において早期に完全実施されるよう、引き続き、適正化を推進する。		逐次措置		(国土交通省、総務省) 入札契約適正化法に基づき行った実態調査の結果の概要を公表(平成14年9月27日)するとともに、調査結果に基づき、平成14年10月31日付けで総務省と共同で、各地方公共団体に対して入札契約適正化法により義務付けられた事項の速やかな実施を同法に基づく要請を行ったところ。さらに、平成14年11月28日に各都道府県担当部長会議を開催し、当該要請の趣旨の徹底及び市区町村への指導について意見交換を行いその推進を図っているところ。	競争 才、 住宅イ